

監査公告第 17 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による市民健康部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

市民健康部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和7年2月10日から令和7年3月14日まで

第3 監査の対象

市民健康部（福祉政策課、窓口課、行政サービスセンター、相談支援課、地域包括支援センター、介護福祉課、子育て支援課、子育て応援ステーション、こども育成相談センター、保険年金課、健康課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 心身健康増進事業は事業の評価・検証がなされているか。
- (4) 郵便局への窓口業務委託は成果がでているか。
- (5) ひきこもり支援事業は体制が整備され今後の展開が整理されているか。
- (6) 障がい者のテレワーク推進事業は効果的に行われ、その実績は十分といえるか。
- (7) 介護人材確保のための施策が行われているか。
- (8) レッジョ・エミリア・アプローチは保育に十分な効果がでているのか。
- (9) 国民健康保険事業調整基金の今後の活用方針に妥当性が認められるか。
- (10) かがいのち支える推進プラン（加賀市自殺対策基本計画）に基づく事業は成果がでているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別記

市民健康部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 心身健康増進事業について
2. 個別避難計画の作成について
3. 郵便局への窓口業務委託について
4. マイナンバーカード申請・交付・更新事業について
5. 戸籍の振り仮名記載について
6. ひきこもり支援事業について
7. 介護人材養成支援事業について
8. 障がい者のテレワーク推進事業について
9. こども・子育て支援事業計画について
10. 公立保育園再編基本計画について
11. レッジョ・エミリア・アプローチについて
12. こども育成相談センターの老朽化対策について
13. 国保会計の状況及び基金の運用について
14. 国民健康保険業務のシステム標準化について
15. 後期高齢者人間ドック助成事業について
16. KAGA 健康ポイント事業について
17. 自殺対策の取り組みについて